

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対象建物 洛西浄化センター
(2) 需要場所 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地
(3) 業種及び用途 下水道処理施設

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 交流3相3線式
イ 標準電圧 (常時電力) 20,000ボルト
(予備電力) 20,000ボルト
ウ 計量電圧 (常時電力) 20,000ボルト
(予備電力) 20,000ボルト
エ 標準周波数 60 ヘルツ
オ 受電方式 本線・予備線受電 (2回線受電)
カ 発電設備
(a) 定格出力及び台数 3,600kW1台、2,400kW1台
(b) 用 途 非常用
(c) 定格電圧 3.3kV
(d) 系統連系の有無 無
(e) アンシラリーサービス料対象容量 0 kW

- (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力 (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)

30分間受電電力量を受電日誌として、請求対象月の末日から3日後 (日祝を除く) までに (電子データ) 情報を提供すること

- (a) 契約電力 (常時電力) 5,100 kW
(b) 契約電力 (予備電力) 5,100 kW

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。)

- イ 予定使用電力量 年間30,697,000kWh
(平成28年4月1日～平成29年3月31日までの使用量見込み)
別紙各月の電力使用計画のとおり

- (3) 契約使用期間 平成28年4月1日0時から平成29年3月31日24時まで

- (4) 需給地点 需要場所における京都府の特高受電室内の地中引込線立上り電纜終端箱。

- (5) 電気工作物の財産分界点 需要場所における京都府の特高受電室内の地中引込線立上り電纜終端箱。

- (6) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点と同じ。

(7) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = [\text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}] \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

燃料費調整は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整は、考慮しないこと。

(12) 再エネ発電促進賦課金など(以下「賦課金等」と言う。)

賦課金等は、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、賦課金等は、考慮しないこと。

(13) 契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府はその代金を支払うものとする。

(16) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般電気事業者の供給条件等を参考に、双方協議の上で決定するものとする。

電力料金積算にあたっては、年間を通じて2回線受電できるものとして積算するものとする。

